

## 1. 自己紹介

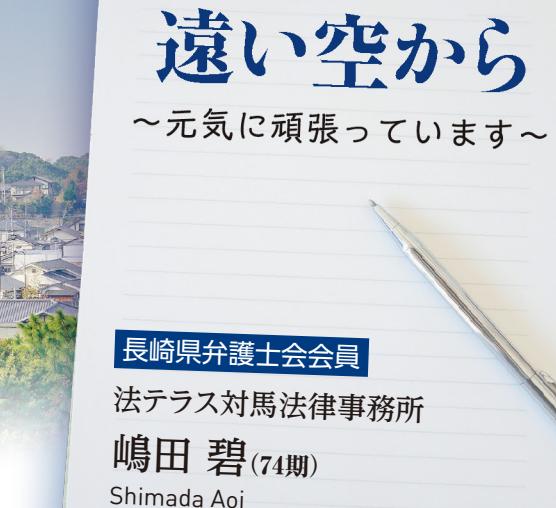
74期の嶋田碧と申します。東京での養成を終えた後、法テラス対馬法律事務所に赴任し1年数か月が経過しました。若いうちに島暮らしがしてみたい、と人事に伝えたところ、養成明けでも容赦なく離島の弁護士一人の事務所に異動になりました。ここまで経験を踏まえて対馬と事務所の紹介をします。

## 2. 対馬の紹介

対馬は長崎県にある人口約2万7000人の離島です。南北に細長い形をしており、縦断すると車で3時間はかかる比較的大きな島です。主な公共交通機関はバスしかなく本数も少ないので車が生活必需品です。長崎県はほかにも離島が複数ありますが、その中でも対馬は九州本土から離れており、距離的には日本より韓国の方が近いです。天気がよければ韓国が見えるスポットがありますし、市内では韓国人の団体旅行客を毎日見かけます。

そんな対馬の魅力は何といっても雄大な自然です。入り組んだアリス式海岸と緑豊かな山が融合した景色が見られます。そんな自然に囲まれて登山をしたり、釣りをしたり、山海のレジャーが同時に楽しめます。今年に入ってイカ釣りを始めましたが、春のシーズンはボウズでした。秋のシーズンに向けてもう少し勉強しようと思います。

気候も穏やかで過ごしやすいです。今年の夏は



命に関わるような高温の地域もありますが、対馬は30℃を少し超えるくらいの気温で推移しています。

名物はアナゴです。刺身もおいしいですが、一押しは天ぷらです。衣はサクサク、身はふっくらとしているながらプリッとした歯ごたえもあり、絶品です。その他の海産物も非常においしいので、興味のある方はぜひ一度食べてみてください。また、「かすまき」という和菓子がお土産の定番です。カステラでんこを包んだロールケーキのようなお菓子で、甘くておいしいです。

これまでの投稿を見ると、地元の人との心温まる交流エピソードに触れていることが多いのですが、私は事務所の外では人と関わらないので書けることがありません。元依頼者が働いているスーパー、事件現場となった飲食店など、気まずくて行けなくなった場所もありますし、どこで事件関係者と遭遇するか分からないからです。島民の人柄はご自身が来島して体感してください。



### 3. 法テラス対馬法律事務所の紹介

弁護士1人、事務員2人の小規模事務所です。いわゆる7号事務所<sup>注1)</sup>ですので受任できる事件に制限はありません。裁判所、検察庁、警察署がすぐ近くにあり、訴訟関係のアクセスはとてもいいです。ただ警察署は車で片道1時間30分の所にもう一つあるので、被疑者がそちらで身体拘束されると頻繁には接見に行けません。これに関してはリモート接見の整備が検討されているようですので、早めに実現してくれるとありがたいです。

相談はそれなりの件数ありますが、受任に至るものは多くはなく、余裕をもって一つ一つの案件が処理できています。事務員さんも対馬のやり方を熟知しているので頼りになります。

長崎にはほかに壱岐、五島という離島にもスタッフ弁護士がおり、また、本土にも4つ法テラスの事務所があります。過疎地事務所が多いため、弁護士が孤立しないように月1回ミーティングが行われるなど、スタ弁同士の連携が比較的密です。法テラスにはメンター制度や支援室制度、掲示板もあるため、諸先輩方の力を借りつつ何とか一人事務所でもやっていけています。

対馬は高齢化の進む地域ですので相談者も高齢者の割合が多いです。偉大な前任者が社会福祉協議会（以下「社協」といいます。）や市と連携して法人後見制度を築き上げました。これを引き継ぎ、主に社協と協力して後見制度普及に努めています。関係を壊さぬよう、自分なりに誠実に対応しています。司法ソーシャルワークとしてケース会議に参加したり、支援が必要な方の家に直接出向いたり、社協経由で申立事件を受けたりします。後見人は社協の法人後見がメインです。弁護士は転勤によって交代してしまうので、継続的に身上監護ができる法人に任せられるのはとても心強いです。

福祉関係者と仕事をしていると、人を助けたいという熱意に圧倒されます。対馬では、正常な生活ができていないにもかかわらず、身寄りはない、他人の手を煩わせたくない、手続はよく分からないからしたくないというような人を一定数見かけ

ます。このような場合、本人が手を伸ばしてくれなければ外部からの手助けが難しいです。私は、客観的に必要性があっても本人が必要性を感じていなければそれで話は終わり、と考えています。しかし、福祉関係者の方々は根気強く本人を説得し、後見申立なり債務整理なり、必要な手続きがあれば弁護士までつないでくれます。熱心な福祉関係の方々を見ると、簡単に諦めてはいけないなと思われます。

### 4. おわりに

公設事務所しかない対馬のような過疎地では、はっきりいって転勤してくる弁護士に当たり外れがあると思います。対馬を出た後で「あいつは外れだったな」と言われないよう、仕事に余裕のある今だからこそ自己研鑽に努めています。弁護士3年目に入りましたがまだまだ分からないことだらけですので、油断せずに事件処理を行おうと思います。

NF



注1) 総合法律支援法30条1項7号参照。